

「平成18年度第1四半期決算に係る財務諸表(3特別会計)に対する注記」 の説明

平成18年度から財団法人自動車リサイクル促進センターが実施している新公益法人会計基準では、「財務諸表の注記」が義務付けられており、その内容は資料3-8のとおりであるが、下記2項目について説明を行う。

(1) (1)「4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」

資金管理センターで購入している国債等の債券は、再資源化預託金等の運用の基本方針にもとづき、途中売却は原則不可とし満期までの保有を原則としており、満期保有目的の債券に該当する。

新公益法人会計基準では、財務諸表の注記として「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することが新たに定められた。

このため、今回の財務諸表の注記では、帳簿価額約4760億円、時価約4655億円、評価損約105億円が記載されているが、資金管理センターでは満期保有するので、満期時には額面額での償還となり、この評価損が実現することはない。

(2) (2)「5. (1)①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額」

リース物件の「建物付属設備」「什器備品」とは以下のとおりである。

「建物付属設備」は、運輸支局等内または近傍の団体(以下「車検場団体」という。)に設置しているリサイクル券発券機能等を有する専用端末機の設置に伴う、各車検場団体の建物に付属する電源、配線及びLAN工事費。

「什器備品」は、主に車検場団体に設置している専用端末本体及びその設置費用。

以上